

令和 8 年度 多賀町立久徳うぐいすこども園重要事項説明書

1. 施設の目的及び運営の方針

(1) 運営主体（事業者の概要）

事業者の名称	多賀町
事業者の所在地	多賀町多賀 3 2 4
事業者の連絡先	0 7 4 9 - 4 8 - 8 1 1 1
代表者氏名	多賀町長 久保 久良

(2) 施設の概要

種別	幼保連携型認定こども園							
名称	多賀町立久徳うぐいすこども園							
所在地	滋賀県犬上郡多賀町久徳 8 4 4 番地 1							
連絡先	電話 0 7 4 9 - 4 8 - 0 2 7 4 FAX 0 7 4 9 - 4 8 - 0 0 1 8							
施設長氏名	福井 真千子							
開設年月日	令和 5 年（2 0 2 3 年）6 月 1 日							
利用定員	年齢区分	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
	1 号	一人	一 人	一 人	6 人	4 人	3 人	1 3 人
	2 号・3 号	0 人	3 人	9 人	1 1 人	1 7 人	1 4 人	5 4 人
	合計	0 人	3 人	9 人	1 7 人	2 1 人	1 7 人	6 7 人
当園の基本理念・方針		◎教育保育理念 ・一人一人の子どもを大切に育てる。 ・保護者が安心して預けられるこども園づくりに努める。 ◎教育保育方針 ・子どもの主体的なあそびの保障、人とのあたたかい関わりの中で育つ愛着関係、家庭的な雰囲気の中で一人一人を大切にしたい関わり、安心感の積み重ねを大切にする。など						

(3) 施設の概要

敷地	敷地全体	6 3 2 1 . 6 3 m ²
	園庭	1 , 1 1 3 m ²
園舎	構造	鉄骨造 2階建て
	延べ	1 5 7 5 . 9 4 m ²

(4) 主な設備の概要

設備	部屋数	備考
乳 児 室	2	6 4 . 0 0 m ²
調 乳 室	1	3 . 4 9 m ²
保 育 室	8	3 2 2 . 4 4 m ²
職 員 室	1	6 1 . 5 6 m ²
遊 戯 室	1	2 3 4 . 0 0 m ²
調 理 室	1	5 0 . 3 0 m ²
便 所	9	1 0 5 . 5 2 m ²
廊下その他		7 3 4 . 6 3 m ²

(5) 職員体制 (令和8年4月1日 現在)

職種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1 人	1 人	0 人	総括
園長補佐	1 人	1 人	0 人	園運営補佐
保育教諭	1 6 人	1 6 人	0 人	
看護師	1 人	1 人	0 人	

(6) 利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日

【1号認定子ども（教育標準時間認定）】

提供する曜日	月曜日から金曜日まで	
教育時間	平日	基本：8時30分～14時00分 延長：14時00分～16時00分
休業日	日曜日・土曜日・祝日	
	夏季（7月21日～8月31日）	
	冬季（12月24日～1月6日）	
	春季（3月25日～4月8日）	
	※祝日等により変動有り	

【2号・3号認定子ども（保育認定）】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで	
保育標準時間	平日	基本：8時00分～16時00分 早朝：7時30分～8時00分 延長：16時00分～19時00分
	土曜日	基本：8時00分～12時00分 早朝：7時30分～8時00分 延長：12時00分～13時00分
保育短時間	平日	基本：8時00分～16時00分
	土曜日	基本：8時00分～12時00分 早朝：7時30分～8時00分 延長：12時00分～13時00分
休業日	日曜日・祝日 年末年始（12月29日～1月3日） ※盆期間・年度末・年度初は希望保育	

(7) 利用料等

利用者負担 (月額保育料)	利用子どもが居住する市町村が定める利用者負担 (保育料)		
預かり保育・延長保育	1号認定子どもの預かり保育に係る費用	(1日1時間利用1月当たり)	2,000円
		(1日1時間以上利用1月当たり)	4,000円
		(1時間)	150円
		(1時間以上)	300円
		15:00以降 おやつ代	30円
	2号・3号認定子どもの延長保育に係る費用	おやつ代として／回	100円
給食費	1号認定給食費	1月当たり	4,000円
	2・3号認定給食費	1月当たり	4,500円
実費徴収 (参考)	各種教材費	年間	4,000円程度
	制服代 (町内共通)		4,325円
	カラー帽子 (兼防災頭巾)	持ち上がり	3,080円
	ショートパンツ		3,400円
	遊び着		1,650円
	日本スポーツ振興センター保険代		180円
	年長児アルバム代		任意
その他	保護者会費	1年当たり	3,000円

(8) 支払方法

月額保育料、給食費	支払方法：口座振替、納付書払い	支払期日：毎月25日
その他経費	現金等により都度支払	

(9) 提供する特定教育・保育の内容

- ・乳児担当制保育（家庭的な雰囲気の中で温かく安心できる関わり）
- ・幼児期の終わりまでに育ってほしい姿の視点で子どもの遊びや生活を捉え、子どもの学びや育ちを支える。（ドキュメンテーションでお知らせ）
- ・園庭のグリーンゾーンや園周辺の自然を肌で感じ、生命の不思議と出会い、心を動かす体験を重ね、自然への愛着や畏敬の心を育てる。
- ・年齢の発達段階に応じて整えた環境でじっくりと遊び、子どもの感性や想像力を育む。
- ・雨天でも運動遊びが楽しめるよう可動式遊具を設置し、遊びの中で身体能力を高め、危険を回避できる力をつける。
- ・月 1 回の防災おにぎりデーを実施し、防災の意識を高める。
- ・町内の教育資源である施設や教育力を活かした活動を行ない地域への愛着を育む。

(1 0) 主な行事予定

行事内容	
・入園式・進級式	家庭訪問 歯科検診 内科健診
・子どもの日お楽しみ会	検尿 さつまいも苗植え（5 歳） 春の親子お楽しみ会
・6 月 1 日創立記念日お祝いセレモニー	
・B & G プール（4、5 歳）	図書館遠足（3、4、5 歳）
・七夕お楽しみ会	
・おいもほり（5 歳）	
・親子バス遠足（5 歳）	総合消防訓練
・秋の遠足（3、4、5 歳）	個別懇談
・冬の親子お楽しみ会	クリスマス会
・入園説明会	ありがとうの会
・ひなまつり会	思い出お楽しみ会 お別れ会 卒園式 修了式
◎祖父母ふれあいお楽しみ会（7 月、9 月、1 月） ◎保育参加・保育自由参観	
☆毎月：誕生会 避難訓練 防災おにぎりデー 身体測定 わくわくタイム 絵本の日	
野外あそび広場（3、4、5 歳） おはなし会 英語であそぼう（5 歳）	
えほんのじかん（2、3 歳）	

(1 1) 利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

利用者の内定	【 1 号認定子ども】 ・ 施設の管理者が定めた選考方法による 【 2 号・ 3 号認定子ども】 ・ 町が行う利用調整による
利用決定	利用契約書の締結による
退園理由	・ 1 号・ 2 号・ 3 号認定子どもに該当しなくなったとき（卒園を含む。） ・ 保護者から退園の申出があったとき ・ 利用継続が不可能であると町が認めたとき ・ その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき
利用に当たっての留意事項	保護者、園児、その家族ないしはその関係者が当園、当園の職員その関係者または他の園児に対して、契約を継続し難いほどの迷惑行為、背信的行為などを行い、利用の継続について重大な支障または困難が生じた場合、当園からの利用を解除する場合があります。

(1 2) 学校医・嘱託医

医療機関の名称	小菅医院 多賀診療所
医院長名	小菅 眞由美
所在地	犬上郡多賀町多賀 1 3 2 8 番地
電話番号	0 7 4 9 - 4 8 - 1 6 5 0

(1 3) 学校歯科医・嘱託歯科医

医療機関の名称	藤本歯科医院
医院長名	藤本 直也
所在地	犬上郡多賀町多賀 1 3 2 8 番地
電話番号	0 7 4 9 - 4 8 - 1 8 7 1

(1 4) 緊急時における対応方法

特定教育・保育の提供中、利用子どもに体調の急変などがあった場合、すみやかに利用子どもの保護者又は緊急連絡先、その他医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

【管轄する消防署】

消防署名	彦根市消防本部 犬上分署
所在地	犬上郡甲良町横関 6 8 9 番地 1
電話番号	0 7 4 9 - 3 8 - 3 1 3 0

【管轄する警察署】

警察署名	彦根警察署
所在地	彦根市古沢町 6 6 0 番地 3
電話番号	0 7 4 9 - 2 7 - 0 1 1 0

(1 5) 非常災害対策

防火管理者	園長補佐
消防計画届出年月日	令和 8 年 5 月 2 2 日
避難訓練	火災や地震等を想定した訓練を月 1 回実施
防災設備	消火器、屋内消火栓設備、自動火災報知機、誘導灯・誘導標識等
避難場所	第 1 次避難所 久徳うぐいすこども園園庭 第 2 次避難所 多賀町中央公民館「多賀結いの森」
緊急時の連絡手段	電話、アプリ等での情報提供

(1 6) 相談・要望・苦情窓口

相談・苦情受付担当者	園長
相談・苦情解決責任者	教育総務課長、園長
第 3 者委員	民生児童委員

【要望・苦情等への対応方法】

要望・苦情等を受付けた場合には、適切に対応し、改善を図るよう努めます。

(1 7) 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険会社	全国町村会
保険の内容	総合賠償補償保険

(1 8) 個人情報の取り扱い

特定教育・保育の提供に当たって、職員及び職員であった者が知り得た個人情報や秘密は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。